

島根県 パートナーシップ 宣誓制度

2023年
(令和5年)

10月1日

受付
スタート!

島根県と県内全市町村は、多様な性を認め合い
性的少数者の方々が自分らしく生きることのできる
環境をつくるため、パートナーシップ宣誓制度を
共同で開始します。

パートナーシップ宣誓書受領カード(表)


(裏)

第 号

島根県パートナーシップ宣誓書受領カード

____様 _____様

島根県パートナーシップ宣誓制度実施要綱の規定に基づき、
パートナーシップの宣誓をされたことを証します。

 令和 年 月 日 島根県知事 丸山 達也 印

島根県観光キャラクター「しまねっこ」 島根通許諾第7497号

このカードは、お二人が互いを人生のパートナーとし、日常生活において
協力し合うことを宣誓されたことを島根県として証するものです。このカードの
提示を受けられた方は、上記の趣旨を十分に御理解くださいますようお願いします。
個人情報(性的指向、性自認、本制度を利用していること等)については、
本人の同意なく口外しないでください。

特記事項

緊急連絡先 (記入は自由です)
《私本人が急病等の緊急時には、パートナーに連絡してください》

パートナー連絡先 _____ 本人署名 _____

島根県パートナーシップ宣誓制度とは

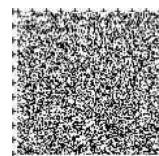
お互いを人生のパートナーと約束する
性的少数者のカップルが協力して共同
生活を行うことを宣誓し、島根県がそ
の宣誓書を受領したことを証明する制
度です。島根県はお二人の関係性を証
明する受領カードを交付します。その
カードを各市町村でご提示いただけれ
ば公営住宅への入居などのサービス
を受けることができます。

宣誓ができる人

一方又は双方が性的少数者のカップルを対象として
います。

- ①双方が成年に達していること(満18歳以上)
- ②いずれか一方は島根県民であること
(転入予定を含む)
- ③双方に配偶者(事実婚を含む)がないこと
- ④双方が宣誓者以外の人とパートナーシップの
関係にないこと
- ⑤宣誓者同士が近親者でないこと
(ただし、パートナーシップ関係に基づく養子縁組に
よって近親者となった者を除く)

◆この印刷物は、音声コード
Uni-Voiceに対応しています



手続きの流れ

① 宣誓日時の予約

宣誓希望日の2週間前までに、電話又はメールで予約してください。
【予約受付時間】
午前9時から
午後4時まで

② 宣誓書等の提出

必要書類をお持ちの上、お二人で県の窓口へお越しください。職員の立ち会いのもと、宣誓書にご記入いただきます。

③ 受領カード等の交付

必要書類等に不備がなければ1時間～1時間半程度で交付します。

手続きは島根県人権啓発推進センター（松江・浜田）で行っていただきます。

必要書類

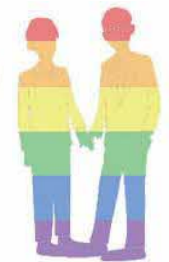
- 住民票の写し
- 婚姻をしていないことを証明する書類（戸籍抄本など）
- 本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証など）

同性カップルだと住宅が借りづらい。

自分たちの関係を周りの人に説明しづらい。

パートナーが入院した時に家族としての扱いを受けることができない。

当事者の方が困っていること



県民・事業者の皆さまへ

性のあり方は多様です。性のあり方について偏見や誤解を持っていないか、先入観に基づいた言動をしていないか、自分自身を見つめ直してみましょう。

性的指向や性自認を話題にして、面白おかしく話されることなどで、傷ついている人がいるかもしれません。配慮のない言動は、本人だけでなく、家族、友人の中にLGBT等の当事者がいる人にとっても、精神的苦痛であることを認識しましょう。

本制度は、島根県で暮らす性的少数者の方々の、日常生活の生きづらさを軽減しようとするものです。趣旨をご理解いただき、本制度の利用者が、二人の共同生活をサポートする適切なサービス・対応などを受けることができるよう、ご協力をお願いいたします。

サービス一覧・
手続き等
詳細はこちら

お問合せ

島根県環境生活部人権同和対策課

人権啓発推進センター 【松江】 TEL 0852-22-6051

西部人権啓発推進センター 【浜田】 TEL 0855-29-5503

（土・日・祝日・年末年始除く）

E-mail: jinken-c@pref.shimane.lg.jp

